

Q986. 付加金とはどういうものですか？

使用者が残業代（割増賃金）、解雇予告手当、休業手当、有給休暇取得日の賃金の支払義務に違反した場合、裁判所は、労働者の請求により、使用者が支払わなければならない金額についての未払金のほか、これと同一額の付加金の支払を命じることができます（労基法114条）。

例えば、未払の残業代（割増賃金）の額が300万円の場合、さらに最大300万円の付加金の支払（合計600万円の支払）が判決で命じられる可能性があります。

もっとも、訴訟第1審判決で付加金が命じられたとしても、第2審の口頭弁論終結時までに未払残業代を支払い、その事実を主張立証すれば、未払残業代の請求も付加金の請求も棄却されますので、付加金の支払を免れることができます。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成